

## 仮想通貨交換業者の新規登録の審査内容等

平成 29 年 4 月 1 日に改正資金決済法が施行され、財務局の登録を受けた事業者のみが、国内で仮想通貨交換業を行うことができるようになった（登録制の導入）。

まず、事前相談として、事業者から申請概要等の提出を受け、当該業者の概要・取り扱う仮想通貨の概要・サービスの概要等（資金決済法上の仮想通貨の該当性、仮想通貨交換業の該当性を含む）について、説明を受けることとしている。当該サービスが仮想通貨交換業に該当する場合、まずは、登録申請書のドラフトを提出してもらい、申請書の記載内容に過不足がないか、会社の社内体制等が「資金決済法第 63 条の 5（登録の拒否）」や「事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係」としての要件（「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われているか」など）を満たしているかについて、事前審査を行うこととしている。

### 【先方への主な確認事項】

- ① 利用者保護措置（事務ガイドラインⅡ-2-2-1）
  - ・ 利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、取り扱う仮想通貨や取引形態に応じて、内閣府令第 16 条第 1 項及び第 2 項各号、第 17 条第 1 項各号及び第 2 項各号並びに第 4 項に規定された事項を説明する態勢が整備されているか（例えば、「法定通貨ではないこと」「価格変動に伴う損失リスクがあること」といった、取り扱う仮想通貨の特性について利用者に説明するための態勢が整備されているかなど）。
- ② 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理（事務ガイドラインⅡ-2-2-2）
  - ・ 分別管理に係る社内規則に、金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の執行方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映しているか。
  - ・ 自己の固有財産である金銭・仮想通貨と、利用者が預託した金銭・仮想通貨が、上記の執行方法に基づいて明確に区分され、個々の利用者の持分について、直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。
- ③ システムリスク管理（事務ガイドラインⅡ-2-3-1）
  - ・ 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。
  - ・ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。  
また、システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

事前審査終了後、事業者に対して登録申請書の提出を依頼することとしている。